

犯罪被害者等支援策の見直しについて

本市では、平成27年に尼崎市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）が制定され、10年を経過する中で犯罪被害者等を取り巻く状況や求められる支援内容が変化していることを踏まえ、被害に遭われた方にとって最も身近な基礎自治体として担うべき支援について、現状の支援内容も含めて見直しを行うことで、犯罪被害者等が受けた被害に対して、早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

1 素案作成の検討経過

(1) 関係者等への意見聴取

犯罪被害者のご遺族、犯罪被害者等の支援に関する知識を有する団体、学識経験者へ意見聴取を行いました。

(2) 犯罪被害者等支援に関する庁内連携会議の開催

市が実施する犯罪被害者等支援に関する検討課題について協議を行い、全庁的な連携を図りながら総合的に犯罪被害者等を支援するために犯罪被害者等支援に関する庁内連携会議を開催しました。

第1回 令和7年6月6日

第2回 令和7年10月30日

(3) 市民意向調査の実施

令和7年9月22日（月）から令和7年10月1日（水）まで市民意向調査を実施した結果、意見はありませんでした。

2 素案の基本的な考え方と方向性

平成27年7月に条例施行後、10年が経過する中で、制度の見直しを行っていないことや、警察庁が取りまとめを行った有識者検討会における犯罪被害者等支援体制の強化を求める「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」を受け、市に求められている役割を果たし、犯罪被害者等支援体制の強化を図るために、以下の3点で本市犯罪被害者等支援制度の見直しを行います。また、支援制度の見直しに伴い、より被害者等に寄り添った支援を行うため、条例を改正します。

(1) 現行制度の課題への対応

見舞金について、県内他市町（神戸市・明石市・播磨町）では増額している例が見受けられることから金額の見直しを行います。併せて、家事援助など生活支援策等について、これまでの支援実績や被害者等からの意見を踏まえ、より使いやすい制度に見直します。

(2) 条例施行から10年経過後の新たな課題への対応

① 性犯罪被害者支援

性犯罪被害者について、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加している中、潜在化しやすいこともあり十分な支援が行えていない状況にあります。このことから、支援団体との連携や見舞金の創設も検討し、より相談しやすい体制を構築します。

② 行政手続の負担軽減に関する支援

犯罪被害者等支援について、弁護士を介して相談を受けるケースが多いこと、また、被害者等からは、被害直後に各種支援の手続きを行いたいが、精神的な負担もありなかなか行動に起こせないとの意見もあることから、弁護士や行政書士等からの支援が受けやすいよう費用助成の支援を検討します。

③ 遺体搬送費用に関する支援

遺体搬送費用について、都道府県警察ごとに公費で負担される制度があるが、警察によって公費負担には差異があり、被害者遺族が希望する遺体搬送先によっては遺体搬送にかかる費用負担が生じる場合があります。このような現状に、意見聴取した被害者遺族からは納得できないとの意見もあり、本市については、県境に位置し、県外への移動も多いことから、費用助成の支援を検討します。

(3) 関係団体との連携体制の強化

「地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」において、市の役割として、「総合的対応窓口の機能の充実・活性化を図り、犯罪被害者等からの相談や問合せに対応するとともに、関係機関・団体が行う支援に関する情報提供や橋渡しを行う。」ことが求められていることから、関係団体との連携強化を検討します。

3 市民意見公募手続について

(1) 実施期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）まで（21日間）

4 市民への公表の方法

- ・市報（令和7年12月号）への掲載
- ・市役所（生活安全課）、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、中央図書館、北図書館における閲覧
- ・市ホームページへの掲載

5 今後のスケジュール

令和8年2月 パブリックコメント結果の公表

市議会への改正条例案を提出

4月 改正条例の施行

以 上